

指名停止事業者一覧表

※下記に表示されていない場合、現在指名停止期間中の事業者はいません。

指名停止 適用中	称号又は名称	支店名	申請事業所住所	指名停止期間	月数	指名停止区分	指名停止の理由	登録名簿					
								工事	設計調査測量	土木維持管理	物品等	小規模	
●	株式会社トーニチコンサル タント	北関東事務所	埼玉県さいたま市見沼区大和田2-238-2	令和8年1月19日 ~ 令和8年5月18日	4月	独占禁止法違反	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不相当であると認められるため。		○				
●	日本交通技術株式会社	埼玉営業所	埼玉県川口市川口6-7-14-103	令和8年1月19日 ~ 令和8年5月18日	4月	独占禁止法違反	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不相当であると認められるため。		○				
●	大日コンサルタント株式会 社	東日本支社 埼玉事務所	東京都台東区東上野4-27-3 上野トーセイ ビル 埼玉県さいたま市南区南浦和2-31-13	令和8年1月19日 ~ 令和8年5月18日	4月	独占禁止法違反	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不相当であると認められるため。		○				